

入会案内

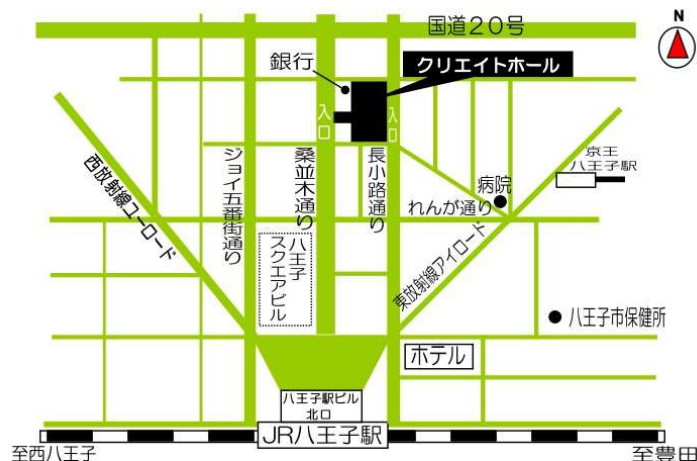
ハ王子山の会では新しい仲間を募集しております。

年齢やスタイルは様々でも山をライフワークとする人達が生涯在籍できる場所でありたいと思います。山に登り始めて夢中で山に向かう方、またスポーツとしての登山をする身体を持たなくなった方も、山をめぐる探求心に満ちた関心を語り合いましょう。ビギナーもベテランも、ソコで登っていた方も、山を離れていてまた登山ははじめた方もぜひ例会に参加して、お試し山行などを経験され、新しい仲間という楽しさを感じてください。いろいろな山好きな人たちとの出逢いを楽しみにしています。仲間と楽しく山に登ることが出来る方であればどなたでも歓迎いたします。一度、定例会集(山話会)に参加されることをお勧めします。

◆例会見学

入会希望の方は、ぜひ1度定例会集に参加し、会の有意義な楽しい雰囲気を見てください。直ぐにでも参加できる山行があると思います。多くの仲間が待ち、歓迎いたします。定例会集(「山話会」と呼んでいます)は、毎月第二水曜日の 19:30~21:00 に八王子駅北口から5分ほどの「クリエイイトホール」にて開催しております。例会はどなたでも自由に見学することができます。お気軽にお越し下さい！

集会「山話会(サンワカイ)」は、毎月第2水曜日八王子駅北口の「クリエイイトホール」にて開催しております。見学を希望される方は、下記の要領で電子メールにてお問い合わせ下さい。数日中にはご連絡をさせていただきます。

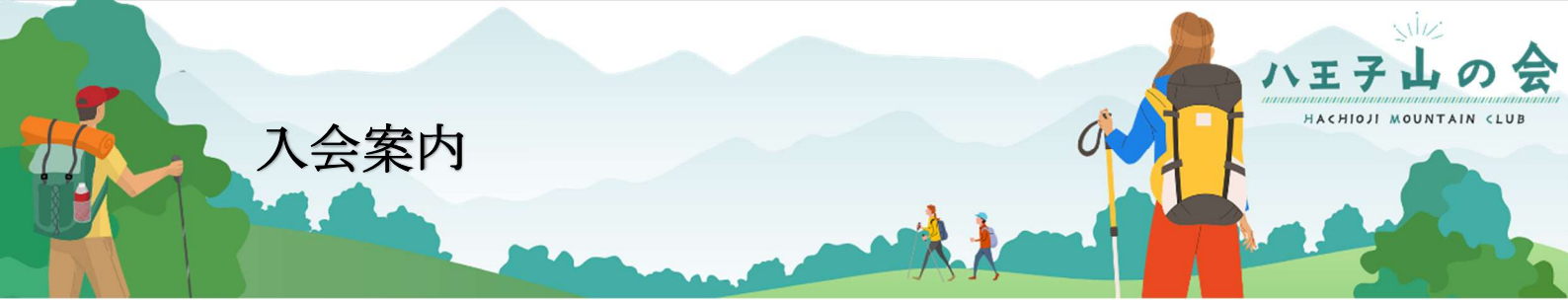


郵便番号192-0082 東京都八王子市東町5番6号

電話番号 : 042-648-2231

送信先: 鷲林 (takewashi1@gmail.com)

以下の内容を記載して、鷲林までメールをお寄せください。問合せについては、責任者から1週間以内で返答いたします。



入会案内

- ・お名前(必須)
- ・ふりがな(必須)
- ・ご住所(任意)
- ・電話番号(連絡先または携帯)(必須)
- ・メールアドレス(必須)
- ・コメント(どんなことでも結構です)

その他

◆ 会費について

- ・入会金:無 ・年会費:4,800 円 ※途中入会の方は 400 円/月(翌年 3 月まで一括払い)
- ・山岳保険:山岳遭難救助保険への加入もお願いしております。(ココヘリ等)

◆ 八王子山の会事務所

〒182-0023 東京都調布市染地 1-6-3-210 (鷺林 方) 2024年度現在

◆ 入会手続き

入会手続きの例を示します

- ① 前述の「問合せのメール」を出す
- ② 定例集会を見学する
- ③ 「お試し山行」に参加する
- ④ 入会を決意したら、Excel 様式の「山の会入会申込書」に記入し、
メール添付等で事務所へ提出(入会申込書「ひな形 Excel」は希望者に送付します)
- ⑤ 会の役員会での承認により正会員として活動となります
- ⑥ 入会日から年度末までの月単位での会費を会の口座に振り込む

八王子山の会・会則

八王子山の会会員規定

八王子山の会山行規定

八王子山の会備品規定

八王子山の会会員申し合わせ・約束事項

八王子山の会・会則

第1章 総 則

第1条 本会は八王子山の会と称し、事務所は会長宅とする。

第2条 本会は健全な登山の実践研究をなし、会員相互の友愛を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、必要な事業を常時行う。

第4条 本会は前2条の趣旨に賛同する個人をもって組織する。

第5条 本会は円滑な会活動を行うために、部等の組織制度をとることができる。

第2章 会 員

第6条 本会の会員及び会友は、それぞれの制度により各々規定された義務を負い、権利を得ることができる。

第7条 本会に入会希望する者は、所定の入会申込書を提出し、会長の承認を得て会員となることができる。

第8条 本会を退会しようとする者は、会費及び会員として負担すべき費用を納入して退会届を提出し、会長の諒承を得て退会することができる。

第9条 会員が次の各項に該当すると認められた場合は、役員会の決議により除名、除籍、入会の許可取消をする。

第1項 除 名

- ① 本会則、諸規定、または役員会の決定に違反あるいは著しく怠った場合。
- ② その他本会の目的に反し、著しく不都合な行為をした場合。

第2項 除 籍

- ① 会費の納入を滞納した場合。

第10条 前条による除名該当者は役員会に出席し、弁明の機会を与えられ、再審査の権利を有する。

第11条 会員は正当な理由により休会することができる。

第3章 役 員

第12条 本会に次の役員をおく。

会長 1 名、副会長 2 名、常任役員若干名、監事 2 名

第13条 役員を選出は総会に於て行い、会長及び副会長 1 名、常任役員 6 名及び監事 2 名は正会員の互選とし、副会長 1 名及び常任役員若干名は会長の指名により選出する。なお、互選に先立ち、会員で意欲のある者は役員に立候補することができる。

第14条 顧問は会長の指名により委嘱することができる。

第15条 役員及び顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、役員及び顧問の再任については連続6年を限度とする。

第4章 会 議

第16条 総会は会の最高決議機関として年1回4月に開催する。但し、必要により会長の権限、役員の過半数、もしくは会員の3分の1以上の要求により臨時総会を開催することができる。なお、総会は会員の2分の1以上の出席により成立し、議決はその過半数を必要とする。

第17条 役員会は、会長、副会長、常任役員を以って構成し、会活動を決定し会の運営に当たる。

第18条 山話会は毎月1回以上開催し、会員の自由な交歓と会活動実施の場とする。

第19条 前3条による各会議のほか、役員会の議決を経て研究会、準備会等を開催し会活動の円滑を図る。

第5章 会 計

第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入を以ってこれに当てる。

第21条 会員の会費は、年間4,800円とする。会友及び休会中の会員の会費は会員の会費の半額とする。なお、中途入会者の入会年度の会費は1ヶ月400円とする。

1. 次年度の会費は3月末までに納入することとする。但し、令和7年度の会費の納入に関しては6月末までとする。なお、既納の会費は、年度途中に退会する場合は、どのような事由であっても返戻しない。

2. 会費は会の指定する口座に振り込むものとし、振込手数料が発生する場合は自己負担とする。

第22条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 附 則

第23条 本会則の施行については、必要な事項細則は役員会において別に定める。

第24条 本会則は昭和34年3月15日より施行する。

本会則は平成11年4月1日より施行する。

本会則は平成15年4月1日より施行する。

本会則は平成22年4月1日より施行する。

本会則は令和7年4月7日より施行する。

八王子山の会会員規定

第1章 会員規定

第1項 会員は会長の承認によりその資格を取得した者をいう。

第2項 会員は山行の係、および会装備を借用することができる。また会行事の担当、会務の役割分担に協力しなければならない。

第3項 会員は次の各号の義務を負い、故なくしてこれを怠った者は会則第9条の適用を受ける。

1. 会活動（山行・集会・行事）を優先すること。
2. 山行報告、記録等の資料を速やかに提出すること。

第2章 会友規定

第1項 会友とは、事情により会員の義務履行が著しく困難になった場合、役員会の承認を得てその資格を取得した者をいう。

第2項 会友は次の各号の特典を与えられる。

1. 総会および山話会等に出席することができる。
2. 会の山行および行事等に参加することができる。
3. 会報および会の発行する資料等の配布を受けることができる。

第3項 会友は次の各号の義務を負い、故なくしてこれを怠った者は役員会の決議によりその資格を停止される。

1. 特に指定された会の主要行事に極力参加すること。
2. 会長が協力を要請した会活動に応じること。

第4項 会友を主体とした山行、行事については会の実績として記録しない。

第5項 会友は役員会の承認を得て会員に復帰することができる。

第4章 休会規定

第1項 休会とは業務、家庭、傷病等の理由により、3ヶ月間以上会員活動が困難と予想される場合、期間を定めて会員義務の減免を受けることをいう。

第2項 休会を申請する場合は、休会届を会長に提出し、承認を受けること。

第3項 休会中であっても会事業への参加は認められる。

第4項 休会中の会費は半額とし、申請期間分を前納すること。

第5項 休会期間が終了したときは、休会解除または更新の申し出をすること。なお申し出のない場合は在会意志のないものとして会則第9条の摘要を受ける。

但し、業務出張、傷病等の理由により期間が定められない場合はこの限りでない。

第6項 休会中は本人の希望により、会報および資料等の配布を受けることができる。

第5章 附 則

第1項 本規定に疑義を生じた場合は役員会に於いて協議する。

第2項 本規定は昭和46年3月10日より施行する。

〃 昭和47年3月1日より施行する。

〃 昭和57年7月13日より施行する。

〃 平成11年4月1日より施行する

〃 令和7年4月7日より施行する

八王子山の会山行規定

会則の趣旨に基づき、会の発展と登山の安全を図るため、山行について規定する。

第1項 山行は会山行（例会山行、一般山行、特殊山行）と個人山行に区別する。

1. 例会山行は会の永続発展上必要な山行で、役員会で計画決定され、対象会員は積極的に参加し協力する。
2. 一般山行は会員が計画し、会に於て承認された山行で、実施まえの山話会またはそれに準ずる場で発表し参加者を募集する。但し、正当な理由がある場合は参加者を制限することができる。
3. 特殊山行は会の発展上有益または必要な山行、もしくはこれに準ずる場合で、前1、2に該当せず、計画の決定、山行の承認、参加者の指定等はその都度役員会で行う。
4. 会員が行う山行で、前1～3以外を個人山行とし、会の正式記録の対象外とする。又、自己責任、自己完結を旨とし原則会に関わらない。
5. 会山行における事故・災害等により生じた結果は全て自己責任によるものとし、会は一切の責任を負わない。同様に、当該山行に参加した会員についても、故意または重大な過失が証明された場合を除き、一切の責任を負わない。

第2項 会山行の係は事前に山行計画書、また実施後はすみやかに山行報告書を提出すること。

第3項 山行に参加する者は、会則の趣旨をわきまえ、係（L）の指示に従い、秩序ある行動をとり、本会員としての名誉を重んじなければならない。

第4項 会は山行管理者をおき、山行計画書を審査し、実施条件の不適があると認められた場合は、その理由をあげ、拒否または一部変更して許可することができる。

第5項 会員は、自らが計画または参加する山行に対応可能な保険等に加入すること。会長は、会員の保険等への加入状況により山行計画書の拒否又は変更を指示することができる。

第6項 無届山行、虚偽の届による山行で発生した事故等に際して会は一切の関係をもちない。

第7項 天候、道路、交通機関、参加者、その他の事情により、提出した山行計画書

の目的地やルート等を変更する場合は、同等または同等以下の場所とし、会山行の場合は当初の係が継続するものとする。また連絡は可能なかぎり事前に行うこと。

第8項 山行中の飲酒は係の了承を必要とする。

第9項 前各項の他に必要な細則を定め、役員会の承認を受け運用することができる。

第10項 本規定に疑義を生じた場合は、役員会に於て協議する。

第11項 付 則

(1) 遭難の救援及び遭難対策積立金の運用については、そのつど役員会で協議する。

(2) 本規定は昭和52年6月15日より実施する。

〃 は昭和57年7月13日より実施する。

〃 は平成11年7月21日より実施する。

〃 は平成22年4月1日より実施する。

〃 は令和7年4月7日より実施する。

八王子山の会 備品規定

- 第1条 1. 本会所有または管理の登山装備及び器具（以下備品と称す）は、会山行と会員主体の個人山行もしくは役員が会の発展に有益と認めた場合に限り、借用責任者を決め所定の手続きを経て使用することができる。
2. 備品は、会長が定める備品保管者が保管、管理する。
- 第2条 本会の備品は緊急止むを得ない場合の他、会員以外の者または会員を主体としない山行等には貸し出しを認めない。
- 第3条 本会備品の貸し出し順位は、役員が会の発展に特に有益と認めた山行、またはこれに準ずる場合を優先し、他は原則として借用手続の提出順位による。
- 第4条 本会備品の借用責任者は、次の事項を徹底厳守しなければならない。
1. 粗暴な取り扱いをせず、取扱い不慣れの者には懇切指導すること。
 2. 使用中に故障、破損、紛失または不調を生じた場合は備品保管者に報告すること。
 3. 使用備品は手入れをよくし、備品保管者の検査を受けて定めた期日までに必ず返納すること。
- 第5条 本会備品は使用者の不注意により破損または紛失した場合、借用責任者が修理もしくは弁償する義務を負う。
- 第6条 前2条の義務を怠った者、または虚偽の申請により当会備品を使用した者は、役員会の決議により相応の処分もしくは会則第2章第9条第1項②の適用を受ける。
- 第7条 本規定に疑義を生じた場合は役員会に於いて別途協議する。但し緊急止むを得ざる場合は役員3名以上の同意により臨時処置をとることができる。なお、これは前例としない。

(昭和37年9月1日発行 八王子山の会9号に掲載)
(令和7年4月7日改定)

八王子山の会 会員申し合わせ・約束事項

一 会員の慶弔について

- ① 会員逝去の場合、香典1万円とする
- ② 一親等の場合はお知らせのみとする。但し、相手の気持ちを尊重する
- ③ 対外的な場合は一般常識的に会長が判断、対応する

二 会山行中の事故、トラブルの報告義務

- ① 事故、トラブルがあった場合速やかに会長に電話報告をする
- ② 必要において後日文書にて報告、教訓とし再発防止に役立てる

三 山行について

自己責任の原則、安全対策への努力、パーティのあり方、会員のあり方を十分に理解し、共有する。また、山行行動中（車中、アプローチも含む）は下記のことを十分に考慮し遵守する。

1. リーダー（係）はメンバー（参加者）全員に配慮し安全を確保する（SLも同じ）
2. リーダーは先輩の意見、目上の会員の意見を十分に尊重する（SLはサポート）
3. 体調不良、技術不足、行動不自由のメンバーはパーティ全員にて支援する
4. メンバーはリーダーの指示には必ず従う（必要な申し出はキチンと言う）
5. 山行中、メンバー間のトラブルは絶対に起こさない、起こさせない

四 車山行の場合

保険完備車とし原則すべての事故、トラブルを同乗者の共有責任とする。但しその責任割合は等分に限らない。（交通法規遵守違反など）また、車使用山行で発生した費用は原則実費相当精算とする

五 ホームページ用山岳活動写真および氏名掲載について

会活動の実態、生きた報告を目指しより多くの人たちに理解してもらうこととするが、個人が特定できるような情報は一切掲載しない

六 会員一斉メール

HMC 及び会決定事項の案内の他、会員の山行計画や活動に必要な情報のみとする。尚、それ以外は会長が承認したものとする

（令和7年4月7日改定）